

門真市外で予防接種を受けられる方へ

門真市民(門真市に住民票がある)が、里帰り出産のため門真市に一時的に滞在していない場合や病気治療のため市外のかかりつけ医療機関で接種する等のやむを得ない事情により、門真市の取扱医療機関以外の市町村で接種を希望する場合、事前に門真市が発行する『**予防接種依頼書**』が必要となります。

なお、守口市、寝屋川市、大東市、四條畷市の取扱医療機関でも門真市と同じように接種可能です。

『**予防接種依頼書**』とは、門真市長から接種を行う医療機関のある市区町村長に対して、予防接種の実施を依頼する書類です。これは、接種により万が一重大な健康被害が生じた場合には、門真市が救済の事務手続きを行うという内容のものです。

※小児の定期接種の予防接種の場合に必要です。(おたふくかぜ、インフルエンザ、新型コロナワクチンなど任意接種は必要ありません。)

【**予防接種依頼申請書の発行について**】

- ・ 申請書受理後、交付まで約10日から2週間を要しますので、日数の余裕を持って申請ください。
- ・ おおむね3ヶ月以内に接種できる予防接種について「**予防接種依頼申請書**」を発行します。
- ・ 「**予防接種依頼申請書**」は転居・転出、申請された病院外で接種された場合は無効となります。
- ・ 「**予防接種依頼申請書**」を使用されなかった場合はこども家庭センター母子保健グループへご返却下さい。
- ・ 必ず、接種を受ける前に申請してください。事前に申請がない場合は、全額自己負担となり償還払い(払い戻し)できませんのでご注意ください。

※「予防接種依頼申請書」を使用して行う接種は、一旦自己負担となります。接種額によっては一部自己負担になる場合がありますので、ご注意ください。

1. 『**予防接種依頼申請書**』申請手続き

こども家庭センター母子保健グループ窓口または郵送で受付する場合

・手続きに必要なもの

- ① 門真市こどもの**予防接種依頼申請書**
 - ・ 申請された内容についてお尋ねする場合がありますので日中連絡の取れる連絡先の記載をお願いします。
- ② 本人確認書類(保護者の方と接種されるお子様分)
- ③ 母子健康手帳のコピー(予防接種のページ全て)
※接種状況を確認するため接種をしたことがない場合もコピーを添付してください。
- ④ 『**予防接種依頼書**』の郵送を希望される場合は、返信用封筒と必要分の切手(宛先をご記入の上、必要分の切手を貼って下さい)をご用意下さい。
※料金不足の場合、「受け取り人払い」となりますのでご了承ください。

2. 『予防接種実施依頼書』の交付

・窓口での受取りを希望された方は、「予防接種実施依頼書」が出来あがりましたら電話でご連絡します（郵送を希望された方には電話連絡はいたしません）。

3. 医療機関での接種の手順

- ①接種を希望される医療機関に予約し、予防接種費用を事前に確認して下さい。
- ②予防接種依頼書・母子健康手帳・マイナンバーカード等の身分証明書、接種費用を持参し、接種して下さい。
- ③接種費用を支払い、予防接種した種類と金額が分かる領収書をもらい、還付申請まで保管下さい。（領収書がないと予防接種助成金の申請はできません）。

4. 償還払いの申請について（こども家庭センター母子保健グループ窓口または郵送で受付します）

接種前に『**予防接種依頼申請書**』を発行した場合に限り、接種費用の償還払いを行います。

※申請期限は接種日から1年以内となっておりますのでご注意ください。

・手続きに必要なもの

- ①門真市こどもの予防接種助成金申請書
- ②医療機関の発行する領収書（接種氏名、接種年月日、接種費用額、接種したワクチン名と医療機関の押印の記載が必要）
- ③母子健康手帳（出生届済証明のページと予防接種ページのコピー）
- ④振込先の口座の分かる写し
- ⑤保護者とお子様の本人確認書類（マイナンバーカードや医療証、運転免許証）

・申請時の注意

振込先の口座名義人が申請者以外の場合は、委任状が必要となります。

誤字の修正は修正テープではなく、二重線を引いて修正してください。

※金額は二重線での訂正もできません。

お問い合わせ先

〒571-0064

門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター4階

門真市 こども部 こども家庭センター 母子保健グループ

☎06-6904-6500 FAX 06-6904-6832